

尾道市犯罪被害者等支援条例施行規則を次のように定める。

令和7年3月21日

尾道市長 平谷 祐宏

## 規則第13号

### 尾道市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、尾道市犯罪被害者等支援条例（令和7年条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為であつて、当該犯罪行為について警察に被害が認知されており、当該認知の事実が警察その他の関係機関への照会により確認することができるものをいう。
- (2) 犯罪被害者等見舞金 条例第8条に規定する遺族見舞金又は傷害見舞金をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害（犯罪行為による死亡又は重傷病をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であつてその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。以下同じ。）を受けた者をいう。
- (4) 重傷病 療養に要する期間が1か月以上の負傷又は疾病をいう。
- (5) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又は本市の住民基本台帳に記録されずに本市を居所としていることについて特別な事由があると市長が認める者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(犯罪被害者等見舞金の支給対象者)

第3条 犯罪被害者等見舞金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者(以下「死亡被害者」という。)の遺族のうち次条第3項の規定により第1順位の遺族となるもの
- (2) 傷害見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者であって、当該犯罪行為が行われた時から第7条の規定による申請を行う時まで引き続き市民であるもの

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡時において次の各号のいずれかに該当する者であって、犯罪行為が行われた時から遺族見舞金を申請する時まで引き続き市民であるものとする。

- (1) 死亡被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者(以下「事実上婚姻関係にあった者」という。)を含む。以下同じ。)
  - (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父母(養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、孫、祖父母及び兄弟姉妹
  - (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が死亡被害者の死亡の当時死亡被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 前項の規定により第1順位となる遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(犯罪被害者等見舞金の支給の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる。

- (1) 支給対象者が他の地方公共団体から犯罪被害者等見舞金と同種の支給を受けている場合
- (2) 犯罪行為が行われた時に、犯罪被害者又は支給対象者である遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があった場合。ただし、市長が特段の理由があると認める場合は、この限りでない。
- (3) 犯罪被害者又は支給対象者である遺族が犯罪行為を誘発した場合その他当該犯罪被害について、犯罪被害者又は支給対象者である遺族にも、その責めに帰すべき行為があった場合
- (4) 犯罪被害者又は支給対象者である遺族が、尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であった場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でないと思われる場合  
（犯罪被害者等見舞金の支給に関する特例）

第6条 既に傷害見舞金の支給を受けた犯罪被害者が、当該支給を受けた傷害見舞金の原因となった犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金の支給については、当該傷害見舞金と遺族見舞金との差額を支給するものとする。

（犯罪被害者等見舞金の申請）

第7条 犯罪被害者等見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、遺族見舞金支給申請書（別記様式第1号）又は傷害見舞金支給申請書（別記様式第2号）に、次の各号に掲げる犯罪被害者等見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証されるべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 遺族見舞金

ア 死亡被害者に係る死亡診断書、死体検案書その他死亡の事実及び

年月日を証明することができる書類

イ 当該犯罪行為が行われた時から遺族見舞金を申請する時まで申請者が引き続き市民であることを証明する住民票の写しその他その事実を認めることができる書類

ウ 申請者（死亡被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係にあった者を除く。）と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

エ 申請者が死亡被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

オ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明する書類

カ 申請者が第4条第1項第2号に該当する遺族であるときは、犯罪行為が行われた当時死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

キ 申請者に他の同順位遺族があるときは、代表申請者選任届（別記様式第3号）

ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## (2) 傷害見舞金

ア 犯罪被害者が負った重傷病について全治1か月以上の療養を要する旨を証明することができる医師又は歯科医師の診断書

イ 当該犯罪行為が行われた時から傷害見舞金を申請する時まで申請者が引き続き市民であることを証明する住民票の写しその他その事実を認めることができる書類

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請の期限)

第8条 前条の規定による申請は、当該犯罪行為による被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による被害が発生した日から7年を経過したときは、これをすることができない。

(支給の決定等)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、これを審査し、犯罪被害者等見舞金を支給する旨又は支給しない旨の決定をしたときは、尾道市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査を行うため必要があるときは、申請者その他関係人に報告若しくは文書その他の物件の提出を求め、又は関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(請求)

第10条 前条第1項の規定により犯罪被害者等見舞金を支給する旨の決定（以下「見舞金支給決定」という。）を受けた者は、尾道市犯罪被害者等見舞金支給請求書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し等)

第11条 市長は、見舞金支給決定を受けた者が偽りその他不正な手段により犯罪被害者等見舞金の支給を受けたことが判明したとき、又は見舞金支給決定をした後に第5条各号の規定に該当することが判明したときは、見舞金支給決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、尾道市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（別記様式第6号）により、その旨を通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に犯罪被害者等見舞金を支給しているときは、その返還を求めるものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為による犯罪被害について適用する。



傷害見舞金支給申請書

年 月 日

尾道市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電 話 (        )        -

- 1 尾道市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により、関係書類を添えて傷害見舞金の支給を申請します。

犯 罪 発 生 日	年 月 日
犯 罪 発 生 場 所	
被 害 の 発 生 状 況	
取 扱 警 察 署	警察署
警 察 署 の 被 害 届 受 理 日	年 月 日 (受理番号 )
添付書類	

- 2 支給に係る確認事項（該当する項目の□にチェックしてください。）

- 支給に関し必要な事項について、市が公簿等で確認し、又は関係機関等に照会することに同意します。
- 私は、他の地方公共団体から犯罪被害者等見舞金と同種の支給を受けていません。
- 犯罪行為が行われた時に、私と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）はありません。
- 私について、当該犯罪行為を誘発した行為又はその責めに帰すべき行為はありません。
- 私は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。

代表申請者選任届

年 月 日

尾道市長 様

代表申請者

住 所

氏 名

電 話 ( ) -

死亡被害者との続柄

年 月 日付けで申請した遺族見舞金の受領について、代表申請者を届け出ます。なお、遺族見舞金の受領に係る調整については遺族間で行うこととし、市に対し異議を申し出ることはありません。

死亡被害者	氏名（ふりがな）	( )	
	生年月日	年 月 日	
	住 所		
同順位遺族	(ふりがな) 氏 名	住 所	被害者との 続柄
	( )		
	( )		
	( )		
備考			

指令第 号  
年 月 日

様

尾道市長

尾道市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請の犯罪被害者等見舞金については、次のとおり決定したので、尾道市犯罪被害者等支援条例施行規則第9条第1項の規定により通知します。

決定の内容

1 支給決定

(1) 見舞金の種類

(2) 見舞金の額

円

2 不支給決定

(理由)

この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に尾道市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に尾道市を被告として（訴訟において尾道市を代表する者は尾道市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

尾道市犯罪被害者等見舞金支給請求書

年 月 日

尾道市長 様

申請者

住 所

氏 名

電 話 (            )            -

被害者との続柄

年 月 日付け指令第            号により支給決定通知のあった尾道市犯罪被害者等見舞金について、尾道市犯罪被害者等支援条例施行規則第10条の規定により、次のとおり請求します。

1 見舞金の種類

2 請求金額            金            円

3 口座振替

振込先指定口座	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協						支店・支所 出張所							
		ゆうちょ 銀行以外	預金種別	1 普通		2 当座		3 その他(    )		口座番号					
口座名義 カタカナ															
ゆうちょ 銀行	記 号							番 号							
	口座名義 カタカナ														

※ 申請者本人名義の口座を記入してください。

指令第 号  
年 月 日

様

尾道市長

尾道市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年 月 日付け指令第 号で支給決定の通知をした犯罪被害者等見舞金について、次のとおり取り消したので、尾道市犯罪被害者等支援条例施行規則第11条第2項の規定により通知します。

1 取消しの対象となった見舞金の種類

2 取消しの対象となった見舞金の額 円

3 取消しの理由

4 備考

この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に尾道市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に尾道市を被告として（訴訟において尾道市を代表する者は尾道市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。